

# 令和3年度調布市農業委員会活動計画

調布市農業委員会は、農業委員会等に関する法律第1条に定める目的を達成するため、同法第6条に規定する各種法令に基づく所掌事務の他、次の基本方針に基づき活動計画を策定する。

## ◎ 基本方針

調布市の農業は、市民が望む新鮮で安全・安心な野菜や果実、花きなどを提供することを主な目的としている。地方に比し経営面積は小さいが多くの品目を生産するという、調布の特性を生かした農業経営が幅広く展開され、若手の農業者達の中には、調布の野菜を使ったカレーの開発や全国の野菜などの中から調布の気候風土に合った調布の特産品となるような品目を探すため、生産面での様々なチャレンジを行うなど、農業の活性化に向けた積極的な取組みを行っている。

また、農地は、市民に作物を提供するだけでなく、私たちの生活に潤いと安らぎを与えてくれると同時に、防災面では災害時の避難場所として市民の生命と安全を守る場としての役割を担うほか、環境学習や食育教育、伝統文化の継承など多面的な機能も併せ持っている。

一方、都市における農業の重要性がますます増大する中、農業従事者の高齢化や後継者問題、相続税支払いに伴う農地売却による耕作面積の縮小など、農業を巡る環境は、大変厳しいものとなっているほか、都市化の進展に伴う近隣宅地への農薬の飛散、環境負荷に配慮した有機的肥料使用に係る臭気の問題などにより周辺住民からの苦情が寄せられている。

このような状況の中、平成27年に国は、都市農業の有する機能の適切かつ十分な発揮を通じて良好な都市環境の形成に資することを目的とした「都市農業振興基本法」を制定した。

平成29年には「都市緑地法」の一部改正により農地が緑地の一部となり、都市計画運用指針では「都市農地」は「宅地化すべきもの」から都市に「あるべきもの」へと位置づけが転換された。

平成30年には、都市農地の有効な活用を図るため、「都市農地の貸借

の円滑化に関する法律」が施行され、都市農地の所有者のみならず、都市農地を借り受けた意欲ある都市農業者等により、有効に活用されることが可能になった。

調布市農業委員会においても、その機能を一層強化し、法令業務のほか、次のとおり農地の保全と都市農業の育成に努めていくこととする。

- 1 地産地消・食育を推し進め、市民が望む新鮮で安全かつ安心な農産物を提供する。
- 2 優良農地の確保・保全のため生産緑地の再指定を含めた追加指定を促進するとともに、適切な肥培管理の指導に努める。
- 3 意欲ある農業の担い手確保のために、多くの認定農業者の認定と相談会の開催など、育成支援策に力を注ぐ。
- 4 都市農業の持続的発展を図るため、安定した農業経営の確立に向けた財政的支援を関係機関に要請する。
- 5 環境にやさしい農業を推進するため、農薬を減らし有機肥料等の利用促進を図る。
- 6 特定生産緑地制度は、今後の都市農業・農地の行方に大きく影響することから、指定同意に向けた活動を進める。
- 7 「都市農地貸借円滑化法」を活用し、営農可能な農業者への貸借を促進する。

## ◎ 会議

### 1 総会

農業委員会の所掌事務である法令業務の審査処理等を行うため、調布市農業委員会議事規則第2条により、原則として毎月定例総会を開催する。

### 2 役員会

農業委員会活動を円滑かつ適正に進めるため、隨時役員会を開催し、懸案事項を協議する。

### 3 土地利用部会

土地利用に関する調査・研究並びに、生産緑地等の適切な肥培管理及

び相続税納税猶予制度の適正な運用を指導するために、必要に応じて土地利用部会を開催する。

#### 4 農業経営部会

農業の担い手となる認定農業者の育成と支援を進め、農業の持続的発展につながる安定した農業経営を指導する。

また、調布市の基本計画で掲げる有機農業の推進を図る事業を支援するため、必要に応じて農業経営部会を開催し研究する。

### ◎ 農政活動

#### 1 研修会・勉強会の開催

農業委員活動の充実を図るため、国や東京都の農業振興施策の動向等に関する研修会や勉強会を開催する。

#### 2 農地の肥培管理調査指導

生産緑地や相続税納税猶予適用農地等について、肥培管理の状況を調査し、管理不十分な農地や耕作されていない農地については、農地法第30条の規定に基づく厳格な指導を行い、併せて無断転用の防止に努める。

#### 3 農業相談・啓発活動

農地管理や農業経営相談等を日常活動として実施し、農家の支援に努める。

また、「農業委員会だより」を発行し、農地管理の必要性や農業関連情報を農家に提供し、農業の啓発に努める。

#### 4 都市農業の育成

都市農業育成を推進するため、農業施策の充実を図るよう関係各機関へ要望する。

#### 5 認定農業者制度の推進

認定農業者制度を推進し、担い手の育成と支援のため研修会や講演会等を開催し学習機会を設ける。

#### 6 農業経営者クラブの育成

農業委員は、農業経営者クラブの運営委員でもあることから、クラブの活動を支援し育成する。

#### 7 農業まつりに参画

調布市及びマインズ農業協同組合、生産者団体等で組織する農業まつり実行委員会に参画し、農業相談等を実施し、市民の農業に対する関心を深める。

#### 8 農業委員活動記録の徹底

農業委員の活動記録を、カードに記載することにより、活動の記録化を徹底する。

#### 9 関係行政機関への意見提出

改正農業委員会法に基づき、必要があれば関係行政機関に対して農業施策等に関する意見書の提出を行う。

### ◎ 重点項目

「農地の保全・利活用ステップアップ運動」を推進し、宅地化農地について、生産緑地追加指定を推進するなど具体的な取組み目標を定め、以下のとおり農業委員会組織活動及び農業委員による情報収集・発信活動の推進を図る。

#### 1 農地制度の浸透をさらに図る。

生産緑地制度や相続税納税猶予制度など都市農地を守る制度について周知を図る。

また、都市農地が担う多面的な機能を市民に広く伝える。

#### 2 交流を図る

懇談会や地域での会合等を通じて認定農業者等に情報の提供を行うとともに意見の集約を行う。

#### 3 農地の利用促進活動の推進

農地利用状況調査等を通じて、農地の肥培管理徹底を図る。

#### 4 生産緑地法などを初めとする農業関連法令改正に関する情報提供を積極的に行う。